

会 議 録

事務局 - 土木部交通安全課自転車施策担当係 電話 03 - 3981 - 4873

附属機関又は会議体の名称	第4回豊島区自転車等駐車対策協議会（全体会）	
事務局（担当課）	土木部交通安全課	
開催日時	平成17年10月14日（金）午後7時～午後8時36分	
開催場所	健康プラザとしま 7階 上池袋コミュニティセンター 「多目的ホール」	
出席者	委員	<学識経験者> 太田勝敏、諸岡昭二 <区民、区長推薦者> 内田忠、木川るり子、京谷宣明、齊木勝好、並木茂、柳田好史 <区議会議員> 本橋弘隆、小林俊史、森とおる、小倉秀雄 <関係団体> 菊地慎二、木村俊平 <鉄道事業者> 佐藤忠好、根木義則、張替次雄、松田芳隆、山崎公之、 <関係行政機関> 中山邦雄、小幡則孝、樋口三男
	その他	<幹事等> 土木部長、交通安全課長（事務局）、政策経営部長、企画課長、財政課長、広報課長、都市整備部長、都市計画課長、都市開発課長
	事務局	交通安全課自転車施策担当係長
公開の可否	公開 傍聴人数 7人 報道関係者 4社	
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第	1. 総合計画の検討における「中間のまとめ」について 全体の構成・内容の再確認について 委員提案（民間主導の駐車場運営、レンタサイクルシステム等）の反映について 歩道を活用した自転車駐車施設の整備について（道路法施行令再改正の動向） その他加筆・修正部分の確認について	

審 議 経 過

開 会

事務局： それでは定刻でございます。

本日はお忙しい中、夜間開催にも関わらず、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

今回は第4回目の自転車等駐車対策協議会「全体会」でございます。従来どおり、協議会の会議は公開で行うこととなっておりますので、傍聴を希望される方にあらかじめお入りいただいております。資料につきましてもお配りしております。

また本日は、委員に異動がございましたので私の方からご紹介させていただきます。「参考4-2」という資料がございます。新しい委員名簿を用意しておりますので、お取り出しいただきたいと存じます。

まず、東京都交通局からは、これまで土岐勝広（とき かつひろ）様にご出席いただいておりますが、今回から、交通局総務部副参事（計画調整担当）でいらっしゃいます根木義則（ねぎ よしのり）様にご参加いただくことになりました。よろしくお願い致します。

また、西武鉄道株式会社からは、これまで、高木克典（たかぎ かつのり）様にご出席いただいておりますが、新たに鉄道本部計画管理部計画課の課長さんでいらっしゃいます山崎公之（やまざき きみゆき）様にご参加いただくことになりました。よろしくお願い致します。

本日は大変恐縮ですが、席上にて委嘱状を交付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の欠席に関するご連絡ですが、足立委員、篠原委員、大塚委員、荻村委員からはご欠席の連絡をいただいております。また、先ほどご紹介させていただきました根木委員と、それから柳田委員からは所用により若干遅れる旨のご連絡をいただいております。

それでは、太田会長さん、よろしくお願いいたします。

会 長： それでは早速ですが、第4回豊島区自転車等駐車対策協議会（全体会）を開催いたします。

本日は特に撮影ということはないようですね。もし入っているようであれば、いつものお願いでございますが、もし映像の取材の方がいらっしゃいましたら、例によって「頭撮り」までにさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

本日の議題は、既にご案内のとおり「総合計画の検討における『中間のまとめ』」でございます。これまでの全体会あるいは分科会で皆さまに検討をしていただきました内容についての確認ということになります。資料といたしましては「たたき台 その6」が出ております。

また、併せて「積み残し」をしたもの、あるいは「再確認」いたしたい内容もございますので、こちらにつきましても資料に沿ってご議論をいただければと思います。

それでは、事務局の方から一括してご説明をお願いいたします。

* 議題 1 総合計画の検討における「中間のまとめ」について

事務局： それでは、ご説明申し上げます。少し長くなりますので、座らせていただ

きます。

まず「資料集 2」をお取り出しいただけますでしょうか。本日は総合計画の検討にあたっての「中間のまとめ」ということでございますので、今年度に入ってから各分科会で検討してまいりました主な資料の抜粋と、皆さまからのご意見を取りまとめたものを作成させていただきました。

今年度最初の5月の全体会にも、平成16年度の資料を取りまとめた「資料集」を配布させていただいております。今回お配りしたものは「資料集 2」ということでございます。今までご説明してまいりました資料でございますので、本日はあまり細かいご説明はいたしません、本日ご協議いただくときの参考にさせていただければと思います。

それでは議題に沿って資料のご説明をさせていただきます。「資料 4-1」の「総合計画の基本的な構成(たたき台 その6)」をお取り出しください。この資料に沿いまして議題1の から についてまとめてご説明させていただきます。

最初に、議題1の 「全体の構成・内容の再確認について」でございます。表紙の1ページをご覧ください。全体の構成は現時点では6章立てということになっております。

第1章は「はじめに」ということで、総合計画の目的、性格、期間、対象地域といった、計画の総論にあたる部分でございます。

第2章は「自転車利用の現状と課題」でございます。こちらにつきましては区の概要、放置自転車対策、自転車利用者の実態、自転車の利用にあたっての課題という項目で構成がなされております。

第3章は「計画の基本的理念」ということで、計画の心臓部分にあたる基本的理念・基本方針について記載させていただいておりますが、こちらにつきましては再度、ご協議をお願いしたいところでございます。

第4章は「施策の体系」でございます。1. 適正な自転車利用の推進について、2. 放置自転車の整理、撤去、保管、処分など違法駐輪対策等の推進について、3. 駐車施設・走行環境の整備の推進についてという構成になってございます。

第5章は、この第4章を受けた「施策の展開、重点施策」という内容になっております。この施策の内容につきましても、修正・加筆をしてございますので、後ほどご議論をいただければと思います。

なお、この第5章についてでございますが、「各駅周辺の自転車駐車場等の整備計画」と、自転車法に規定のございます「鉄道事業者の講ずる措置」でございますけれども、その具体的内容につきましては、前回の第二分科会の最後に、今後のスケジュールということでご説明いたしました。現在、区と鉄道事業者の方々との間で行なっております『個別協議』を踏まえまして、11月7日に開催予定の「第二分科会」で再度協議を行なう予定になっております。

なお、「計画期間内における区全体の自転車駐車施設の整備目標台数」につきましては、6,500台ということで、前回の第二分科会でご確認いただいたところでございます。

第6章は、「計画の推進のために」ということで、「関係機関との連携強化」、「財源の確保」といった内容に加えまして、この「自転車等駐車対策協議会」についても記述を加えさせていただいております。この6章についてもあらためてご議論いただきたいと思いますところでございます。

続きまして、議題1の「委員提案（民間主導の駐車場運営、レンタサイクルシステム等）の反映について」ということでございます。

ここで「資料集2」をお取りだけいただけますでしょうか。表紙を見ていただきますと6番目に協議会委員からの提案というものがございます。この内容でございますが、資料に通し番号がなくて申し訳ございません。後ろの方から7枚めくっていただきますと、左上に『6.協議会委員からの提案』という資料がございます。

まず7月の第一分科会でE委員から提案のあった「コミュニティビジネスを活用した民主導臨時自転車駐車場経営スキームの概要」という意見書がございます。

また、その次のページには、9月の第二分科会でB委員からいただきまして「レンタサイクルによる放置自転車対策について計画案への提案」でございます。

事務局といたしましては、E委員のご提案の趣旨につきましては、概略を申し上げますと、「放置自転車の減少に向けて、これからは地域住民が自分たちの問題として、自ら主体的に取り組む必要があり、そのための手法としてコミュニティビジネスの一環で自転車駐車場の運営が考えられるのでは」ということで理解しております。

また、B委員のご提案につきましては、「放置自転車対策には一定の駐輪場整備の他に、レンタサイクルの活用で、1台の自転車を複数の利用者が共用することによりまして、それが駐輪スペースの有効活用につながるということ」、もう一つは、「民間事業者がこうしたビジネスに乗り出すことによって利便性の高いサービスの提供もできるのではないか」という趣旨で理解しております。また、B委員からは「総合計画」の具体的な文面の修正案もいただいております。

こうした考え方をどこまで総合計画に反映させることができるのかということですが、事務局といたしましても、地域住民あるいは民間事業者の方々が、主体的に放置自転車問題の解消に向けた取り組みをするということにつきましては心強く感じておりまして、是非取り上げたいと考えております。また、こうした民間等の取り組みに対する区の支援につきましても盛り込んでいければと考えております。

ここで「たたき台」の19ページをご覧くださいませでしょうか。第3章の2の「基本方針」でございます。

18ページでございます「基本的理念」の項目と併せて、この3章は後ほどご議論をいただきたいと存じますが、E委員、B委員からいただきましたご提案の、計画への反映という趣旨で加筆・修正した部分を先にご説明したいと思います。

まず、19ページ上の四角の〈議論のポイント〉の1番目に「自転車利用をどう考えるか」ということをお示ししてございますが、その中に「レンタサイクルシステム普及の可能性の検証」を追加いたしまして、例文としましては、その下の【1】自転車利用に関する方針、の最後の部分に「レンタサイクルの活用の可能性についても更なる検討を行っていく。」という記述を加えさせていただきました。

また、E委員、B委員のご提案に共通する事項として、「民間事業者のビジネスの活用」という趣旨の内容がございました。これを受けまして、【3】施設整備に関する方針、の中段に「また、限られた財政支出・用地条件の中で、

駐車需要にできるだけ応えるため、民間事業者が行う自転車駐車対策関連事業の支援に努める。」という記述を加えさせていただきました。

恐れ入りますが、22 ページをお開きください。真中やや下寄りのところに(2)代替交通手段等の検討、ということで、「等」を加えさせていただきました。

また、といたしまして、B委員からのご提案の趣旨もふまえて、「レンタサイクルシステムの活用検討」ということで、前回までのたたき台に修正を加えておりますので、読み上げさせていただきます。

「レンタサイクルシステムは、居住者が朝預けた自転車を、郊外から区内に来る通勤通学者等が利用する(またその逆利用を行う)ことで、駅直近の駐輪スペースを効率利用できる可能性がある。しかし、他自治体ではこの視点から成功をおさめた事例が少なく、利用・逆利用双方のニーズや地域の特性を十分に把握しなければならない。その活用については、区が現在試行実施しているレンタサイクルの利用実態を精査するとともに、民間事業者の参入動向、自転車販売店の参加協力の可能性等について、社会実験等の取り組みを通じてその有効性につき更なる検証を行い、検討を行っていく。」という記述に変更し、その下の【事業計画】の箱の中も同様に修正させていただきました。

続きまして、59 ページをお開きください。(3)の自転車走行環境の整備のうち、ここに としまして「歩道を活用した自転車駐車施設の整備」という項目を追加させていただきました。

この件につきましては本日の議題の で後ほどご説明させていただきますけれども、E委員からのご提案を踏まえて、その下の【事業計画】の中に、「社会貢献を目的としたNPO団体などの民間事業者による施設整備・運営の推進」という記述をさせていただきました。

60 ページをお開き下さい。第6章、計画の推進のために、でございます。

こちらにつきましても後ほどご議論をお願いしたいと思いますが、B委員、E委員のご提案の趣旨の反映ということで申し上げますと、 の区民、のところで、「区民は、放置自転車問題を地域の課題として自覚を持つとともに、地域住民団体の活動等を通じて自ら主体的にその解決に向け取り組むものとする。」という記述にさせていただきました。

また、 の豊島区、のところで、アンダーラインの部分でございますが、「また、地域住民団体等が自ら主体となった協議会活動や駐車場の設置・運営などに取り組む場合には、その支援に努めるものとする。」という記述にさせていただきました。

続きまして、議題1の 「歩道を活用した自転車駐車施設の整備について(道路法施行令改正の動向)」でございます。

「参考4-1」という1枚ものの資料をお取り出しください。こちらは、先月の27日に出されました「官庁速報」からの抜粋になります。内容は、国交省が道路法施行令を再度改正する動きがあるというものでございます。

概要をご説明しますと、「道路法施行令」につきましては、今年4月に一度改正が行われまして、この協議会でも何度かご説明させていただいたところでございます。その内容は「自転車駐車場を道路の付属物として道路管理者が設けることができる」というものでございました。ただ、そのための「技術指針」については、副会長さんからも何度かお話がございましたように、「もうしばらくかかるのでは」ということでございます。

今回の「再改正」の動きでございますけれども、現在、駐輪場は、道路法上の「占有許可の対象となる施設」として明確な位置付けがなされておられません。駐輪場を占有物件として明確にすることで、道路管理者でない者、例えばこの速報にも記載されておりますように、まちづくりに取り組んでいるNPO団体などが路上駐輪場を整備することが可能になるというものでございます。

今年4月の改正は「道路管理者が道路附属物としてつくることができる」というものに加え、来年改正の動きとしては「道路管理者以外の第3者も道路区域内に占有許可物件として駐輪場を設置することが可能になる」ということでございます。

ここで再度、「たたき台」の19ページを開いていただけますでしょうか。「基本方針」の項目の一番下のところですが、読み上げさせていただきますけれども、ただいまご説明いたしました改正の動きを踏まえまして、「改正道路法の趣旨を踏まえ景観上あるいは通行等の妨げにならない範囲で歩道上の駐車施設の設置にも努めるものとする。」という記述に修正させていただきました。

次に、同じく「たたき台」の59ページをお開きいただけますでしょうか。先ほど、柳田委員のご提案の趣旨の反映ということでもご説明しましたけれども、こちらでも法改正を踏まえて、「自転車走行環境の整備」、の中のとしまして、「歩道を活用した自転車駐車施設の整備」を追加させていただきました。

読み上げさせていただきますと、「道路法施行令の改正に伴い、各鉄道駅周辺において必要がある場合には、歩道の一部を自転車駐車施設として活用するものとする。なお、これら駐車施設の設置・運営を行う者は、景観または歩行者の通行環境を十分に精査した上で、地域住民や商店街等と協議を行い整備するものとし、交通管理者である警察は積極的にこれに協力する。」という内容でございます。

また、その下にございます【事業計画】の中に、「駐車施設整備台数を踏まえた整備」と書かせていただきました。これは最初の方で申し上げましたように、前回の第二分科会で「計画期間内における自転車駐車施設の整備目標台数は区全体で6,500台」ということが確認されたわけですが、道路を活用して新たに整備することができる自転車駐車施設につきましてもこの目標台数に加えたいという趣旨でございます。

ここで整備目標のことが出てまいりましたので、これに関連いたしまして、若干ご説明させていただきます。

「資料集2」の2枚目をご覧ください。「自転車駐車施設整備目標(案)」ということで、前回の第二分科会でご説明させていただきました、整備目標を算出するにあたっての基本的な考え方の資料がございます。

こちらの記載内容の表現につきまして、いくつか事務局の方にお問い合わせをいただきましたので、もう一度ご説明させていただきます。

太字で「整備目標台数(案)」とありますところの2段落目でございます。読み上げますと、「次に、本計画の10年間における整備目標台数の総数は、豊島区全体で6,500台とする。考え方としては、過去10年間に本区が整備してきた自転車駐車施設の総数と同等数を整備するというものである。ただし、経費面での区の負担は1/2を目途とするものとし、この負担に加えて鉄道事業者や道路管理者が自ら駐車場を整備・運営する、あるいは用地提供を行な

う等の形で協力し達成していくものとする。」というものでございます。

こちらの表現につきましては、あくまで整備目標を算出し、計画期間内に達成していくための基本的な考え方ということでお示しさせていただいたものでございまして、自転車法にありますように、第一義的な自転車駐車場の設置主体である地方公共団体と道路管理者、そして、それに協力義務を負う鉄道事業者の3者で、目標達成に向けて取り組むという、ロジックを示したものでございます。

経費面での区の負担の目途を1/2とするということにつきましては、これまでは概ね区が単独で施設整備をしてきた関係でかなりの額となっていたものを、これを半分程度に減らし、できる限り負担の軽減を図りたいという趣旨でございます。

例えば、駐輪場を建設する際には、用地を取得し、そこにハード整備をすることになりますが、豊島区のように地価の高いところでは、駐輪場の建設費よりも土地取得費の方が高額になってまいります。鉄道事業者の方々から用地の無償提供をいただいたり、道路管理者の方々から道路空間を使わせていただければ、ハード整備のトータルコストとしては、半分ですとか、それ以下になるのではと考えております。

こうしたことを含めまして、概ね1/2という表現を使わせていただいております。区の施設整備に対して1/2の経費負担をしていただくというような意味合いでは全くございませんので、ご理解いただければと思います。

したがって、協議会での検討資料として、この資料をご用意させていただいたということでございますので、総合計画のたたき台の本文には、ここまで詳細な表現はしていないということでございます。

区の経費負担を抑えながら整備目標を達成していくという意味合いで、資料に記載された内容に変わりはございませんが、資料の表現につきまして、区が一定の割合で経費負担を求めるといった誤解を招いていることもございますので、次回までに表現の工夫をさせていただきたいと存じます。

それでは議題に戻りまして最後に、議題1の「その他加筆・修正部分の確認について」ということで、再度ご確認いただきたいところをご説明させていただきます。

恐れ入りますが、たたき台の18ページ、19ページをお開きください。「基本的理念」「基本方針」のところでございます。先ほどもお二人の委員からのご提案に関連して若干ご説明いたしましたけれども、各施策の議論が一段落した後に再度ご確認いただきたい項目でございます。

次に、21ページをお開きください。第5章の1.適正な自転車利用の推進について、のうち、(1)自転車利用者に対するルール・マナーの普及啓発、でございますけれども、このうち「道路交通法に基づく指導強化」についてでございます。こちらは7月の第一分科会で警察の委員さんから、「この表現についてはもう少し時間をいただきたい」旨のご意見をいただいて、宿題となっていた部分でございます。再度ご確認いただければと思いますが、このページの「と」でございますけれども、主語が「警察は」という表現になっております。こちらにつきましては、現在でも交通安全施策については区と警察さんと協力をしながら進めているということもありますので、区との関係についても触れるような表現で若干の修正をさせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、60ページでございます。第6章の計画の推進のために、ござい

ます。こちらは前月までの各分科会でもお示ししてございましたが、施策の議論が優先しておりました関係で、ご説明できなかった内容でございます。

先ほど、やはりお二人の委員さんからのご提案に関連して若干ご説明したところでございますけれども、こちらの「第6章」につきましては総合計画の施策を推進し、より実効性のあるものとするために、特に必要な事項を記載したものでございます。

まず、(1)関係機関との連携強化、といたしまして、関係者がそれぞれ主体的な役割を果たし、相互に緊密な連携を図ることにより協力体制を確立するというものでございます。の自転車等の利用者をはじめ、の公共施設・商業施設設置者まで記載させていただいたところでございます。

(2)は「財源の確保」でございます。ここは読み上げさせていただきます。「長引く経済不況により、区の財政についても今後はますます厳しいものになることが予想される。よって、自転車等駐車場の利用率の向上、運営経費の節減等により事業の効率化を推進するとともに、駐車施設の整備にあたっては可能な限り国や都、各種財団などの補助金等を活用し財源の確保に努めることとする。また、放置自転車等の撤去保管手数料や有料自転車駐車場等の使用料についても、受益者負担の適正化の観点から必要に応じ見直しを行うものとする。」という内容でございます。

(3)は現在皆さまにご出席いただいております「自転車等駐車対策協議会」の取扱でございます。協議会の目標は平成18年3月を目途として、区長あて「総合計画の策定について」の「答申」を出すということになっておりますが、会長さんからも、実際にその施策がどこまで実現できたのか、その進捗状況あるいは見直しについての言わば「検証を行う機関」として協議会を存続させた方が良いのではというアドバイスもいただいております。したがって、この最後のところに「区は毎年少なくとも1回、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）」に基づく『自転車等駐車対策協議会』を招集し、本計画における事業内容およびその進捗状況につき意見を求め、検証を行うものとする。」という内容を加えさせていただきます。

資料の説明は以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。それでは、議題に沿って一括してご説明をいただきましたけれども、それぞれ分けて議論をさせていただきたいと思っております。

まず、の全体の構成・内容の再確認について、ということでございますけれども、これについてはいかがでしょうか。

<特になし>

特にございませんようでしたら、このような全体の構成・内容ということでご確認いただいたということにしたいと思います。よろしいですね。

ありがとうございました。それでは、のE委員・B委員のご提案がございましたけれども、これにつきましても先ほどご説明いただきましたが、「民間主導の駐車場運営」あるいは「レンタサイクルシステム」についての取扱いでございますけれども、こちらにつきましてもいかがでしょうか。

B委員： 提案させていただきました内容につきましては、その趣旨をお汲み取りいただき「たたき台」に反映していただきましたことを大変感謝申し上げます。

民間事業者の活用とということで、E委員からもご提案がありましたように、放置自転車の解決の手段というものを既に「コミュニティビジネス」と

して捉えて活動しようという区民の方がいるということも事実ですし、今後は企業も含めてそういう提案があるかと思えます。区だけが放置対策を抱えていくのではなく、民間のサポートをしていくんだという姿勢もうたわれたということは、E委員からの提案も生かされていると思えますし、私の提案も同様の趣旨でございます。

今後は、企業や民間団体からその「手法」についても様々な提案があるのかも知れません。そうしますと、今、区が抱えているような用件だけでは対応しきれないこともあるかも知れません。その際には提案された時点で更に対応を協議してもらうことも必要ではないかと思えます。その意味では、最終の第6章にも書かれておりましたように、今後もこの「自転車等駐車対策協議会」を開いていくということも意味があるのではと、私も思います。

それから、レンタサイクルシステムにつきましては、これは放置自転車の解決に必ずしもつながるかという確証はまだ得られていないところでありますけれども、提案させていただきました趣旨は、滞留する駅前の駐輪スペースをいかに効率的に回すかということで、「乗り出し」のところですね。駅から遠くへ乗り出してくれるお客さんがいることで、そのスペースを活用されるのではないかという意味でございます。その点に着目しながら「社会実験」のようなもので実証していければ、今までの他自治体のレンタサイクルとは違った取り組みができるのではないかと、私は期待しております。観光で使う、街歩きに使う、というレンタサイクルの使い方ではなくて、駅前から乗り出すことに重点を置いたレンタサイクルの活用方法ということをご理解いただきたいということを切望します。その意味では、社会実験ということに取り組んで、区もそれを検証するという書き方になっておりますので、私の提案とは合っているかなと思えます。

少し質問させていただきますが、今後、社会実験をはじめ検証はどのような形でできるのか、その辺はいかがでしょうか。

会 長： 何か方法としてあればお答えいただけますか。

事務局： はい。「たたき台」の22ページに「レンタサイクルの活用検討」ということで記載をさせていただいておりますけれども、この中に確かに「社会実験等の取り組みを通じて」という表現についても記載をさせていただいております。と、申しますのは今、区の方でも「試行実施」している2箇所の自転車駐車場がございます。池袋と目白で行っておりますが、駐車場としての需要もかなり高いところで試行しているところでございまして、どちらが良いのか、つまり自転車駐車場の定期利用として受け入れた方が良いのか、それともレンタサイクル用に残しておいたほうが良いのかということで、非常に悩んでいるところでございまして、そういった自転車駐車場の利用者ですとか、駅にいらっしゃる方、もしくは区民の方などのニーズをどうやって把握していったら良いのかということが、ここでいう社会実験に求めたいところでございます。その社会実験につきましても、去年は「オープンカフェ」ということで、民間団体が主体になって当時の「豊島区街づくり公社」がバックアップをして、区もバックアップをしたわけですが、実験を成功させたという事例もございますので、そのように区が主体ということではなく民間の力強い団体があれば実験をしていただいて、様々な情報提供あるいは調整という面では区の方でもできると思えますので、その方向で協力しながら進めていける体制を整えたいと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。確かにレンタサイクルはかなり地区特性にもよります

すので、それを確かめるには大変重要ですし、やってくれるところが協働で一緒になって、区がそれに対してサポートをするという形かと思います。こうした記述が残れば、これを種にまたいろいろな展開が可能になると思います。

A委員： 今のご提案については、これから社会実験も行って検証をしていくということで、大いに結構だと思いますが、この「自転車等駐車対策協議会」との関係ですね、企業などが新たに導入する場合に、例えば協議会には「事後報告」で良いのか、ということもあります。議員は議会でそれぞれの委員会などで報告を受ける機会がありますがけれども、対策協議会のメンバーは最低年1回定期的に検証を行うということで、例えばそのときに報告で良いというような「了承」を、ある程度は幅を持たせて現場の裁量にさせていただくということを条件にしておきませんか、「協議会に凶らないで決めてしまった」ということもあり得るのではないかと思いますので、必ず事前に書面で送るとか、その辺の配慮をされておいた方が良いのではと思いますので、一言申し上げます。

会 長： ありがとうございます。「たたき台」の60ページの「協議会」の今後のあり方ということで、確かにおっしゃられるような意図もわかります。具体的な記述としては「最低年1回は」ということになっておりますけれども、その「内容」については今のようなご発言を踏まえてどのような対応が可能か、もう少し検討させていただいて、最終の取りまとめまでに固めていきたいと思います。

E委員、もしご提案等の関係でございましたらお願いします。

E委員： はい。7月の「第一分科会」に、「コミュニティビジネス」を活用した放置自転車対策の近道と言いますか、そういった形で具体的にこの場所を使って、区有財産の有効活用ということで、しかも区のお金を使うのではなくNPO法人などの「社会貢献団体」が主体となって、地域課題の解決に向けた取り組みを行うということがコミュニティビジネスのあるべき姿だと思っておりますので、これは私の方もこれは社会実験的に進めていただいてもよろしいのではないかと思います。

ただ、B委員からも先ほどお話がございましたけれども、社会実験というのはその「成果」、それから「目的意識」ということが明確になっていて、本当にこれがやるべきものなのかどうか、また社会実験を行うことによってその成果を明確に判断した上で、実際に取り組むべき手法であるかどうかの「判断」を重ねるためのものがございますので、そういう意味ではあまり資金のかからない、有効な資金活用と申しますか、財産活用と言いますか、そういった意味では是非私も進めていただきたいなと思います。

それからもう1点、前々から申し上げさせていただいたもので、巣鴨や大塚、池袋といった駅周辺における各駅ごとの地域の協議会を是非立ち上げていただければと思います。

会 長： 関連した内容といたしまして、駅ごとの対策の進め方についてそれをチェックしたり、あるいは具体的に進めるというような組織が必要ではないかというご提案ということになるのでしょうか。この辺の検討はまだこの場ではあまりできないとは思いますが、その辺で何かございますでしょうか。

U委員： 駅ごとの自転車対策というお話では、私も前々から思っていたことなのですけれども、これは鉄道関係の方々がやはりビジネスとして乗り出さない限りは解決できないんじゃないかと思います。ですから鉄道駅、山手線なら山

手線の各駅が取り組まない限りは解決しないと思いますし、それを解決するには、例えばの話ですけれども、通勤通学の方々に定期券の発行と一緒に自転車の置き場所を取るとか、それに対するステッカーを発行するとか、自転車を預かるような対策をビジネスとして考えていったら解決策も出てくるのではないかと思います。鉄道関係者は商売に関してはいろいろアイデアもあるでしょうから、素人の私たちがいろいろ申し上げるよりもそういうことを考えてもらって、もっと通勤通学者の自転車対策を各鉄道関係者が各駅ごとに考えない限りは、私は解決しないと思います。ビジネスにどう取り入れていけるのか、そういうことをもう少し考えていただいた方が、区ばかり税金を使って考えるよりは、せっかく区の提案で鉄道関係者やスーパーの代表の関係者も、これだけの方々が集まっているわけですから、こういう人間から提案があったら、どう考えればビジネスにつながるのか、ということこれから考えていかない限りは、私は何十年たってもこうした「自転車公害」は解決しないと思います。そういうことで私の提案も盛り込んでいただけたらと思ひまして、発言申し上げました。

会 長： ありがとうございます。今のご発言は、協議会全体の中でそれぞれ関係者が集まっているので、こういう場で議論をしながら役割を明らかにしていきたいと思いますということでしょうか。各駅ごとにそれぞれ検討が必要ということは当たり前のことですので、全体論としてはもう少し鉄道事業者がいろいろな形で協力してほしいという中でのご発言ということと理解しました。

A委員： 今のお話で、これまで議論を積み上げてきて、鉄道事業者の方々にも大変厳しいお話をさせていただいた時期もございましたが、次回の11月7日の第二分科会では各駅ごとの最終の詰めと申しますか、それがございますので、それまでには各鉄道事業者と当局でじっくりと検討をしてほしいと、前回の第二分科会でお話をさせていただきました。それらの結果を持って最終的に来年の3月までに、区全体として今後10年間で新たに6,500台分の駐車施設を確保するための案も含めて区長に答申した後に、駅ごとの対策がはっきりすると思いますので、そこで新たに必要な個々の駅ごとの協議会の設置につきましてはその後に考えていけば良いのではないかと思います。案ができる前に今からつくるかどうかというお話はちょっと早いのかなとも思います。

会 長： はい、ありがとうございます。具体的な提案の中身を見ながら必要性に応じて考えたらいかかということ。この辺は答申の前に、対応として全体会でできることと個別にフォローしていった方が良いものがあり得るかとも思います。ただ、個別に協議会を全部つくるのよろしいのか、あるいはもっと別の形でも良いのではないかとといったいろいろな議論はあると思います。

ただ、本日ご意見をいただきましたので、最終的に答申の前までに具体的な個別の提案がなされて、それが本当に実行できるのか、それをどう確保するのかというときに、何か個別の組織をつくる必要があるのか、あるいは全体のこの協議会の中で行っていけば良いのか、といった議論は提案が出た後で行うということとかがでしょうか。

これはじつは中野区でも同じような議論がございましたけれども、やはり駅によって鉄道事業者さんだけではなく、商店街や周辺の方々と一緒にやらないといけないということは頭の中ではわかるんですけれども、実際に個別の駅でそういう議論をしていただけたらどうかという話

になりますと、非常に温度差があつてバラバラになつてしまい、結局上手くいかなかったというような事例もありました。ですから、最初から全部協議会をつくるといつても、あまり意味がないと思つたので、実効性のある、みんなが「自分たちの駅だから」ということで運営していけるような形ができたところは進めていただくということにして、一律に進めるということでもないように思つた。これはやはりもう少しご意見をいただいてからの方がよろしいかと思つた。

事務局：事務局の方から参考までにご報告をさせていただきたいと思つた。駅周辺の協議会ということにつきましては、これまでも駅周辺では様々なまちづくり事業を行つておられて、その中での協議事項として放置自転車対策にもいろいろと取り組んでまいつたことがございます。現在、活動が停滞しているところも確かにございますけれども、協議会の「種」はあると考えております。

また、巢鴨駅周辺につきましては現在も活動をしておられて、こちらは放置自転車問題単独での協議会となっております。地域の方々、商店街、町会、鉄道事業者の方々、警察の方々に委員として入つていただいております。ただいま会長がご指摘されましたように温度差は地域ごとにあるということですが、現に活動をしている事例もあるということをご承知いただければと思つた。

会長：はい、ありがとうございます。既にそういう組織も地域によって設置されているということです。そうしたものをフレキシブルにつなげながら、我々としてはやはり実効性が何らかの形で担保されることが一番大事だと思つたので、また議論させていただければと思つた。

その他、議題1の の関係で何かございますでしょうか。

<特になし>

ありがとうございました。それでは の委員提案についての取扱いにつきましては、多少は今後議論すべき点が残つておりますけれども、ご了解いただいたということにさせていただきます。

続きまして の「歩道を活用した自転車駐車施設の整備について（道路法施行例再改正の動向）」でございますが、この点につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いします。

副会長：それでは私の方から、警察の委員の皆さまにお伺いしたいのですが、ご存じのとおり警察庁の交通局長、それから保安部長、刑事部長から、自転車法の施行に伴つて通達が出ております。それについては「遺憾のないよう配慮されたい」ということになっておりますけれども、豊島区の計画の「たたき台」の基本的理念の案でも、「自転車は、歩行者をやさしく気づかい、ルールとマナーを守つて…」と記述されておりますし、また、同じく「たたき台」の21ページの で、「道路交通法に基づき自転車等の運転者に対する安全運転の指導」等をきちんとしてほしいとあります。また、59ページの の「歩道を活用した自転車駐車施設の整備」に関連して、先ほど事務局からのご説明がありましたように、今年4月の「道路法施行令」の改正では「道路管理者は道路付属物として駐輪場をつくることができる」とされました。これに対して警察庁は指導をきちんとしなければならないということと、歩道の管理ということで安全上の問題をどうするのかということがあります。それで、警察の委員さんとしましては、今後この豊島区の「総合計画」ができた場合、どのようなご指導等をしようとしているのか、お聞きしたいと思つた。

- 会 長： いかがでしょうか。お願いします。
- Y委員： この問題では、私どもも豊島区の対策の関係で警視庁本部の方に聞いております。そうしましたところ、道路法施行令が改正になったということで、一定の方針が国土交通省から示されるだろうということで、警視庁全体のいわゆる「歩道」の広さはどれぐらいで、安全性をどれぐらい確保していくかというところをきちんと、方針が出されたのを見て、警視庁全体で同じような取扱いで進めていかなければならないということでございます。その「どのぐらいのところ」ということがまだ不明ですので、具体的なものが示されてから警察庁とも調整の上、警視庁を含めて、「東京都ならこういう形で」というようなスタイルで示していくと聞いております。
- 副会長： それはわかっているんです。いわゆる「技術指針」は国土交通省の方からまだ出ておりません。しかし、やはり指導は強化していただきたい。交通ルールやマナーの問題もきちんと取り上げてきていますから、今後は自転車利用者に対する指導・監督を強力に進めていただきたいというのが私の願いです。いかがでしょうか。極端な言い方をしますと、交番勤務の方でも署に帰る場合に自転車で並進走行しているときもあるんです。これは厳密には罰金 2 万円ですよ。警察の方が自らそういうことをしている場合もありますから、ルールを自らきちんと守った上で指導監督していただかないと、「絵に描いた餅」になってしまいますので、きちんとお願いしたいと思います。
- 会 長： ありがとうございます。それから、歩道上の活用につきましては、「技術指針」が出されましたら、区の方でもすぐ対応できるように勉強をしていただく必要があると思います。少なくとも現在も特殊なケースはいくつかあると思いますので、資料を集めておいて「既にこういうものがありますよ」という「反論」ということでも、あるいは「指針にあてはめるとこんなことができます」というような具体的なものがつめられますと議論も進みやすいと思いますので、よろしくお願いします。やはり豊島区は放置自転車で困っていますということですから、豊島区が全国なり全都をリードして「こういうところでも上手くできるんじゃないか」というような例を示すことができないかなというのが私の希望です。
- 何か関連してご意見等ございますでしょうか。
- 副会長： 今回の道路法施行令の再改正の動きは、E委員のご提案にもありますように、NPOでも駐輪場をつくることができるということです。ただ問題は、「原則無料」ということなんです。それで警察当局も「原則無料はわかるが、管理運営は誰がどうやるのか」ということを言っていて、それに対して国土交通省は答えられないということなんです。今後は有料制にして区もNPOもできますというようにしなければ、法がいくら改正されてもできませんよ。この辺は区当局としても有料制の方向で検討していただかないとだめではないかという感じがします。
- 会 長： ありがとうございます。難しい状況があるようですが、何らかの工夫ができないかといことですね。例えば他の駐輪関係事業と一緒にまとめたり、広告など、いろいろな形がでてくる可能性もありますので、よろしく願います。
- その他今の件に関連して何かございますでしょうか。
- <特になし>
- ありがとうございます。それでは が「その他加筆・修正部分の確認について」ということです。いくつかご説明の中でございましたが、ご意見あ

るいはご質問がありましたらお願いします。この中に先ほどお話もありませんように、この「自転車等駐車対策協議会」の答申後のあり方もございました。きちんと残しておいたらどうかということもございます。

全体を含めて結構です。何かございましたらお願いします。

B委員： 「たたき台」の24ページのところでご質問ですが、この中で、保管所運営業務や撤去業務、あるいは返還業務のところで、「委託内容の再検討」と書いてありますけれど、どういうイメージなのでしょうか。

事務局： 事務局からご説明申し上げます。まず、自転車保管所につきましては自転車の返還業務も行っているわけなんですけれども、業務内容の再検討といたしましては例を挙げますと、豊島区ではまだ導入しておりませんが、他の自治体で導入を始めている「撤去保管システム」というコンピュータでの管理です。豊島区の現状を申しますと、撤去された自転車が保管所に運ばれてまいりますと、それを並べて置くわけですが、そのときに現場にいる管理員が台帳に手書きで記載をします。保管所1箇所あたり100台を超える場合がありますが、それを手作業で行って作成するのが「保管台帳」となります。それから防犯登録番号で警察に所有者照会をかけるわけなんですけれども、各警察署ごとにまとめ直すことも手作業で行っているということで、今の時代ではかなり遅れていると感じております。こうした一連の作業のシステムがいろいろな企業から出ておりますので、本区としても導入して効率化を図りたいということもございます。そういう例も含めて保管所業務もしくは返還業務を図るという意味での再検討ということもございます。

B委員： それについてはわかりましたが、先ほども「駐輪場ビジネス」ということが成り立つかも知れないという議論がありましたけれども、「撤去・保管・返還」の業務についても、今後そのような考え方もできるのではないかと考えています。それと同時に、道路上でNPOの方々が駐輪場を運営する場合もそうですが、(適正)駐輪をなるべく促進するためには撤去をした方が良いでしょうし、自転車を置くスペースを効率的に回すということ言えば、返還業務についても40日待っているよりは2、3日で返した方がスペースは空くということで、それについても促進策を図って、「一体的な放置自転車対策」というものがビジネスになるようなイメージもできるのではないかと思います。

今後は、「撤去・保管・返還業務について民間の力も活用する」というようなことは考えられないでしょうか。

会長： いかがでしょうか。民間がどこまでの業務ができるのかということで、私としてはできるだけ可能な範囲を挙げるということで、実際をお願いするかどうかはもちろん別の話になると思います。ただ、可能性がある限りできるような形にしておくことは大事だと思います。

事務局から何かございますか。

事務局： それでは事務局から申し上げます。まず、私どもが行っている自転車対策の中で大きなものは、自転車駐車場の管理運営、それから放置自転車の撤去作業ということもございます。自転車駐車場の管理運営につきましては、「公の施設」として設置しているものは「指定管理者」への移行ということがどんどん進んでおりまして、その中での民間の活力ですとかノウハウをいただきながら事業を行っていくということです。その他にも現時点で民間の方々がラック等を設けて有料の駐輪場を運営している事例もございますので、採算が合うようになってきているということだろうと思います。そういう面で

の進出も出てきていますので、駐輪場については区だけが行う仕事ではないというように考えております。

ただ、自転車の撤去につきましては、私物を公権力を持って押さえるという作業になりますので、その中で「民営化」という意味では難しいというか不可能ではないかと思っております。ただ、その中の「作業」という意味での撤去活動につきましては今も「委託」しておりますが、そうした業務委託の範囲を広げながら展開していくということについては可能です。しかし現在「撤去保管手数料」は自転車で5,000円いただいておりますけれども、それを民営化して民間事業者が徴収するということは不可能ではないかと考えます。

会 長： 事務局からご説明いただきましたが、いずれにしても、何か工夫することができるようでしたら是非前向きに検討するような方策を検討していただいた方がよろしいかと思えます。

この際、効率的な運営ができる仕組みをつくらないと、スペースも厳しい中で実効性が上がらないということもございますから、いろいろな試みを始めるということがよろしいと思えます。

何か関連してございましたらお願いします。

E 委員： すみません、2点ほどお願いします。一つは個別にお聞きしてもよろしいかと思えますが、まず、撤去した自転車についての話なんですけれども、確かに所有権のある物を取り扱うわけですから区が扱うということは私もなるほどと思えます。ただ、私も今日は池袋北口から来たわけなんですけれども、この北口のようにきちんと歩くこともできないような、なかなか撤去しきれない自転車が多くても、保管場所が少ないために撤去がなかなか進まないということは事実でございます。豊島区の施設の中では例えば統廃合後の小学校跡地がありますけれども、区有財産の再構築を担当する課でいろいろ調整しているわけですが、そうしたグラウンドような場所がもっと有効活用できないだろうかと思えます。つい最近も場所が空いて次の活用が始まったところもございますが、そういうところはいかがなものだろうかということ です。

それから、これが個別にお聞きした方がよろしいかとも思うことなんですけれども、U委員に前からお聞きしたかったことがございます。U委員がいつも日常生活の中でいろいろなところにお出かけになる、あるいは道路を利用される中で、「ここはどうもまずいな」と、バリアフリーの問題も含めて放置自転車という視点で見た場合に、先に区として「優先順位を付けなければいけないのではないか」というところがあるかどうか、委員にちょっとお聞きしたかったのですが。

内容的には全然違うお話で恐縮です。

会 長： とりあえず保管場所について、区としてどういう状況なのか確認いただき、今のE委員の提案のようにいくつか利用可能な空間があればという点につきまして、区の方からご説明いただければと思えます。

事務局： はい、ご説明申し上げます。現在の保管所の状況ですが、全体で8箇所ございます。一番広いところで概ね1,200㎡で1,000台ほど収容可能です。その他は概ね500㎡前後で区内に分散しているといった状況でございます。1,000㎡程度ありますと効率的な作業につながるのですが、500台、300台程度収容のものが分散しておりますので、現実にはそういうところは撤去した自転車を運ぶトラックが入りづらいといった状況も含めて、効率が悪い状況でございます。

年間の撤去台数は平成 16 年度で約 45,000 台でございます。その前年は若干多くて 48,000 台ほど撤去しておりますが、これから少しは増やせる要素はありますけれども、現在の撤去作業および保管所の状況から見ればそろそろぎりぎりの線かなと思います。先ほどご指摘のございました学校跡地等との関係でございますけれども、公共施設の再構築につきましては区の政策経営部の方で担当しております、その中で私どもも保管所ということで提案しておりますし、政策経営部でも理解をしてもらいながら鋭意検討をしているということでございます。まだその過程でございますので、具体的な場所等につきましては申し上げられませんが、活用し保管所の拡大に結び付けていきたいと考えております。

会 長： ありがとうございます。区としてもいろいろ努力をされているということですが、区有財産と言えども「只」ではないということですね。もっと他のことに使った方が良い場合がございますので、保管所というものはいろいろな意味でもっと真剣に考えて、保管の仕方と併せて適正な手数料なのか、常にチェックしていかないと、撤去して溜まってしまっただけということにもなりかねないと思いますので、この辺のバランスというものもご検討をいただきたいと思います。その意味では、返還手続き等を円滑にするためにいろいろな仕組みを是非考えていただければと思います。

保管場所等の関係で何かございますか。

<特になし>

それではもう一点、E 委員から U 委員の立場から見た場所といったご質問がございましたが、放置自転車がもたらしている問題をチェックする仕組みが必要だということであれば、むしろその仕組みをどのようにつくっていけばよいいのかという点検のようなお話になると思いますし、それから駅前広場を整備したり、先ほど議論がありましたように歩道上の駐輪場を考える場合は、現状で困る場所はどこかということ具体的に議論して、その場所についてはやはり優先的に駐輪場を整備するというお話ですね。そういう意見の組み入れ方をどうかということではないかと思います。

個別の場所というよりむしろそういう立場で、もし U 委員の方で「こんな形にすれば意見が反映できるのではないか」というようなご提案がございましたら、お願いいたします。

U 委員： 特定の場所ということで申し上げますれば、やはりメトロポリタン周辺の、駅に入るまでのところでしょうか。メトロポリタンプラザに大きな駐輪場がありますけれども、遠い感じがします。車の駐車場はこのデパートでも優先して、自転車は公害ではないかというほど、掃いて捨てるほど簡単にその辺にとめているということで、こうした対策協議会をたくさんの委員を集めて開催している中の私は一員ですけれども、やはりデパートの土地があるいはどこの土地なのかわからないところでも、どうせとめられるのならそういうところから有料駐輪場というように整備の仕方をしていかないと、目の不自由な方、車椅子の方、高齢者その他の方にはじゃまになると思います。

ですから、自転車を片付けていく対策としては、「向こうに駐輪場がありますよ」と言われても、「駅の入口にとめられてしまうのであれば、高い料金をそこで取ろうじゃないか」ということをしないと解決しません。

4、5 日前に池袋駅東口で、「パルコ」が幌をかぶっていて、何か工事しているところの前を車椅子で通ってまいりましたけれども、区の方で委託された自転車を整理する方が腕章をつけて立って、自転車をとめないように誘導し

ていました。そこを通過してまいりまして、いつもそこはバス停でもあるにもかかわらず自転車がとめられてしまっているのに、その人たちがきちんと立って自転車をとめられないようにしているんだと、そういうところも気がつきました。やはり人が立っていますと、自転車をとめない。しかし、いなくなるととめられてしまうという「イタチごっこ」のような場面はちょくちょくあります。そういうことは本当に仕方のないことなのかなと。また、バリアフリー化もされているのでしようけれども、私はちょっとした障害物でも気になります。あるいはちょっと街に出てみても、「今日は自転車が少ないかな」というように気をつけて見てはいますが、先ほど申し上げましたように自転車をとめないように誘導している方がいらっしゃるのを感じております。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。ここでの議論はどちらかと言いますと、「施設」というマクロな議論で、駅ごとに総量としてこれだけ必要ではないかというところまでで、なかなかそれ以上の議論までいけないわけなんですけれども、やはり実際にその施設が適正に使われるのを見ていく仕組みを考えていく必要もあるのだらうと思います。むしろそれは別の委員会か何かでされていることとは思いますが、少なくとも私どもとしては、駐輪場の計画提案があった場合には駐輪場以外のところには置きにくいような工夫等ができるだけ盛り込まれた形の議論になればということです。また、先ほどの駅ごとに協働で進めるという計画ができた後の仕組みですね、どのようにして迷惑駐輪を排除していくかという地域ごとの細かい議論はこういう大きな協議会では難しいですので、この辺は今後の検討課題になるのかなと思いますが、点検を制度の中に盛り込むようなことができればよろしいのかなと感じます。

Z委員： 結局はどうしようもないのかなとも思うんですが、どうみても今の駅周辺は空いている土地がなくて自転車が置けないということになれば、それ以外のことを考えなければならないわけです。私は今日練馬の方に行ってきたんですけれども、西武線の練馬の駅は高架になっていてその下は駐車場・駐輪場になっているわけです。練馬区役所に関しても大きくて、1階部分のロビーだけでも豊島区役所の事務室が全部入ってしまうようなスペースがありますし、何百台と自転車がとめられるスペースもある。池袋周辺、あるいは巣鴨、大塚、駒込も含めて、土地が無いなら地下か上空へ広げるしかないの、メトロポリタンプラザの駐輪場は2階建てですが、3階にするという議論もありました。鉄道事業者の方々も区に協力するというお話ですが、空間を探すことが先決であって、それができないのであれば処置がないです。歩道を活用するというのも結構だと思いますが、(池袋)西口などは東武の前の公園は全部3~4階の高さぐらい掘ってしまって自転車を置くようにすれば一気に解決するだらうし、東口の方でもグリーン大通りを含めてお金をかけないためです。地下化してそこへ自転車をもっていくとか、あるいは区の新庁舎を旧・日出小学校跡地へ建てるといった話もあるようですから、そちらに移ってもし今の庁舎の土地を売るといった話になったときには、そこでどこかの企業が入った場合に1層2層の駐輪場をつくってもらおうとかで、今の庁舎の場所なら自転車を置いてもらえるだらうし、東口すぐの区の地下駐輪場をもう少し広げるとか、そういうところで考えないと、無いところをどうすると言っているもいつまで経っても解決しない気がするんです。

会 長： はい、一つのご意見と言いますか、具体的な場所のお話が出てまいりまし

たが、これはまたそれぞれの駅ごとの議論の中で行うものだと思います。いずれにしても空間的にはそんなにスペースがあるわけではないし、地下等に新しくつくれば1台あたり100万円以上はかかるのではないかと思いますので、それを誰が負担するのかという議論になりますから、その中でバランスの問題がありますし、やはり総量としての自転車についてある程度抑制をするという決意のもとで、それではどうやって抑制するんだという次の話があるわけです。これは相互に関連していますが、少なくともここでは全体のバランスの中でそれぞれが適正な負担をしながら協働で進めましょうということになっております。

今の段階で個別の駅の状況について何か事務局の方でございましたらお願いいたします。

事務局： それでは事務局の方からご説明します。各駅周辺でご指摘いただいたところもございしますが、確かになかなか用地が見出せない状況にございます。特に池袋駅周辺につきましては公園の下などを活用した駐輪場もつくっておりますけれども、ご指摘いただきました西口の地下につきましても確かに場所的には良い位置にあるとは思いますが、地下鉄が走っております関係で、その中で非常に難しいのかなと考えられます。その他の関係につきましても、11月7日の「第二分科会」に向けて鉄道事業者さんとの個別協議も続けておりますが、鉄道事業者の方々からどういうものがあるのかということもお示しいただきながら協議を進めておりますので、それにつきましては11月7日にご提案をいただきその中で議論するということがよろしいのかなと考えております。

会 長： いかがでしょうか。

Z委員： 先週、「区政連絡会」でもお話をしたんですけれども、椎名町駅の問題では南口の公園のところ自転車置き場になっているわけですが、近くで環状6号線の拡幅と首都高速道路の地下工事が行われています。そして高架下に駐輪場と多目的広場ができるということですから、一気に駐輪場整備の問題は解決すると思うんです。ですからそういうチャンスを逃さず放置自転車対策として道路や地下鉄が新しくできたときには考えないと、いつまで経っても解決しないような気がします。池袋ですと南口に公園がございますから、あの辺を利用するか、そうでなければ駅から100m以内は障害者が利用される自転車以外は入れない条例をつくらとか、とにかく厳しくやらないと解決しない気がします。

会 長： ありがとうございます。一つのご意見ということで、やはりスペースの確保の問題ということです。それぞれの個別の駅の検討の中で将来計画されている公的な施設の空間が利用できるのかどうかということは検討をされていると思いますので、特に鉄道事業者さんと区との協議の結果、11月の第二分科会で議論をさせていただきたいと思っております。

その他、全体を通じていかがでしょうか。

V委員： 第6章の「計画の推進のために」の「区民」の記述のところで、「区民は、放置自転車問題を地域の課題として自覚を持つとともに、地域住民団体の活動等を通じて自ら主体的にその解決に向け取り組むものとする。」とありますけれども、「地域住民の活動等」に限定されてしまうと、私個人としましては町会や商店会の活動とは普段あまり関わる機会がないものですから、ここで限定された書き方がされているようで疑問を感じます。それから「区民」というくくりで考えますと、「区民一般」を言うのか、に「自転車等利用者」

とありますから、これは区外の方ももちろん含むでしょうから、ここのところが、単に言葉の問題だけかもしれませんが、非常に疑問を感じましたので、お聞きしたいと思います。

会 長： ありがとうございます。確かに言われてみるとそうですね。これは事務局の方で何かございますか。

事務局： ご説明させていただきます。ご指摘のとおり全て地域住民団体の活動等を通じなければいけないということではないとは思いますが。個々の一般の区民の方々でございますけれども、当然のことながら放置自転車に対する認識はあると考えておりますので、そちらを責務として前半で記載をさせていただきました。また具体的な活動についてということですが、例えばお一人でどのような活動が具体的にできるのか、啓発活動等もできると思っておりますけれども、ご指摘を踏まえて修正について検討させていただきます。

会 長： よろしいでしょうか。その辺はまた限定せずにいろいろな形の関わり方があるということだと思います。一般の区民の方も積極的に活動した方が良いという趣旨でしょうから、ご意見を踏まえてご検討いただきたいと思います。それから、この場合の区民というのは居住者だけではないですよね。企業も含むということでしょうから、その辺も読み取れるようお願いしたいと思います。

他にお気づきの点などございましたらお願いします。

I 委員： 具体的に申し上げますと、「たたき台」の 29 ページになりますが、池袋駅周辺の駐車場が紹介されていますけれども、特に池袋駅西口で考えてみますと、やはり駅至近でないとなかなか自転車を駐車場に置いてもらえないということです。現実問題として「池袋駅西自転車駐車場」はかなり利用率が低くて、「池袋駅北自転車駐車場」は少し入るようになってきたということです。できれば駅から駐車場まで例えば歩道の一部が（自転車を置ける場所として）つながっていたりすれば、早く来た人は駅近くに置いて、それがいっぱいになれば駐車場まで行かなくてはならないというように、だんだんと誘導をしていくというようなやり方等を考えていかないと、やはり駅から離れた駐輪場には置きたがりませんから。それから、現在の駐輪場の稼働率もお聞かせいただければと思います。

会 長： いかがでしょうか。駅から遠い駐輪場はどうしても利用率が低いということは周知のとおりだと思いますが、誘導の方法で何かということもありませんので、事務局の方からお願いします。

事務局： 「池袋駅北自転車駐車場」でございますが、北口の「池袋大橋」の下にございます。こちらの利用率は概ね 4 割弱ということになります。と申しますのはいわゆる「2 段式ラック」を設けておりますので、その分収容台数が多いということなんですけれども、見た感じでは随分利用されているような気がしますが、ラックの上の段につきましては半分も入っていない状況にございます。

I 委員： ですから、入れやすい、明るい駐輪場にしなければいけないというのは当たり前のお話なんですけれども、池袋北口から線路沿いの歩道にみんないい加減に置いてあるんです。例えば鉄道事業者さんの方で、例え 50 センチぐらいでも線路敷きの方へ歩道を広げてもらうとか、車道を縮めるということはあの場所は難しいと思います。歩道でも上手く置けるように誘導していけば、下手な看板を立てても遠い駐輪場まではもっていきませんから、何か方法を考えていただいて、駅近くから駐輪するところがあって、遅くなった人は遠

くても駐輪場に入れるという方法です。こうしたことをしないと本当に場所がないわけですから、何度も申し上げているように駅上空にデッキでもつくってそこに置いてもらわないと無理だと思います。

会長： はい、ありがとうございました。より具体的なご提案がございましたので、これも各駅別の事情の協議の中で考えていただければと思います。

それから、駐車場への誘導ということでは、遠いところは料金を下げたりというような工夫はされていますけれども、そうしたことを行っても効果はどうかということも併せて、実質的な稼働率を上げるということは大変大きな問題だと思いますので、料金以外にもっと更に何かないかということですね。これは「マーケティング」の視点といいますか、「商売」という形で見えていただくと、もう少し違う方策も出てくるかも知れませんが、検討いただければと思います。

その他いかがでしょうか。

<特になし>

はい、ありがとうございました。それでは本日もいろいろご議論をいただきましたが、いくつか残る点はございますが「中間のまとめ」ということで、計画の大筋についてご確認いただいたということです。残っている点につきましては更にまとめていきたいと思いますが、個別の駅の件につきましては次の「第二分科会」で具体的な案が出た後にどう進めるかということになると思いますので、よろしくをお願いします。

本日の議題としては以上ですが、次回以降の日程を確認したいと思いますので、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局： それでは、ご説明させていただきます。「参考 4-3」という資料がございます。「平成17年度 豊島区自転車等駐車対策協議会 進行・日程案」という1枚ものの資料をお取り出しください。次回以降の協議会の日程を確認させていただきます。

今回は11月7日(金)14時30分から「第二分科会」を開催させていただきます。ここでは、現在、鉄道事業者の方々と個別協議をしておりますので、その成果と申しますか、個別の駅ごとにご協力いただける内容につきまして協議経過を含めて整理をしたいと考えております。併せて道路管理者さんとの協議につきましても一定の整理ができればと考えております。

その次は12月19日(月)でございますが、再度「全体会」でございます。この全体会から来年2月までは、今までお示ししてきた「たたき台」の内容を整理いたしまして、計画の「素案」に修正して皆さまにお示しし、ご議論をいただきたいと思っております。現在は「たたき台」ということでございますので、計画論として記述するものと例えば資料編へ送るものと入り混じっているような部分もございますので、その辺を12月の全体会以降に整理したいと考えております。

それから、その次は1月13日(金)と2月10日(金)が「全体会または分科会」になっておりますけれども、これは12月の全体会で、分科会ごとにご議論いただいた方がよろしいのか、あるいは「全体会」で通してご議論をしていただいた方がよろしいのかを決めていただければと考えております。

そして2月まで「素案」のご議論をいただきまして、3月27日(月)が全体会ということで、これが年度の最終の協議と考えております。ここで会長名での区長あての「答申文案」を含めて総括的なご協議をいただきまして、3月末日に会長・副会長から区長あて答申をいただければというような予定で

進めていきたいと思ひます。

以上でござひます。

会 長： ありがとうございます。今後はたたいまご説明いただいたようなスケジュールで進めたいということですが、何かご質問はありますか。

<特になし>

会 長： よろしいでしょうか。それでは本日の会議を終了いたします。金曜日の夜ということで、本日は遅くまでお付き合いいただきまして、ありがとうございました。

閉 会

<p>会議の結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は、これまでの協議会で議論してきた「中間のまとめ」として、総合計画に記述すべきの概ねの内容の確認を行った。また、併せて加筆・修正すべき項目についての議論が行われた。 ・ 最後に今後の協議会の進行案が事務局より示され、次回は11月に行われる予定の「第二分科会」において各駅ごとの具体の整備方針につき検討を行うことが確認された。12月以降は、総合計画につきこれまでの「たたき台」から「素案」に修正しつつ検討を行うこととされた。 <p>(委員の欠席)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立勲、荻村和一郎、篠原正美、大塚勝哉
<p>提出された資料等</p>	<p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 - 1 総合計画の基本的な構成(たたき台 その6) <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 - 1 官庁速報(H17.9.27)より ・ 4 - 2 豊島区自転車等駐車対策協議会委員名簿(変更) ・ 4 - 3 平成17年度 豊島区自転車等駐車対策協議会 進行・日程案 <p>【資料集2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度 豊島区自転車等駐車対策協議会分科会検討資料(抜粋)
<p>そ の 他</p>	<p><次回会議の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二分科会(第6回) 11月7日(月)午後2時30分開始予定(詳細は別途)